



紅葉

京洛会計だより

発行人
 税理士 大塚俊宏
 税理士 杉本高男
 事務所 〒604-8106
 京都市中京区御池通塚町東南角
 吉岡御池ビル902号
 TEL (075) 213-1944(代)
 FAX (075) 213-1946

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) December
 23日・天皇誕生日

- 国 税/給与所得者の年末調整
 今年最後の給与を支払う時
- 国 税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
 及び保険料控除申告書の提出
 今年最後の給与を支払う前日
- 国 税/11月分源泉所得税の納付 12月10日
- 国 税/10月決算法人の確定申告
 (法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税/4月決算法人の中間申告 1月4日
- 国 税/1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告
 (年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

- 地方税/固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付
 市町村の条例で定める日
- 労 務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支
 払届 支払後5日以内

国税専門官

税務のスペシャリストである国家公務員のこと。大学卒業程度の者に対する国家公務員Ⅱ種試験相当の国税専門官試験を経て採用されます。平成19年度採用試験の合格者数は過去最高の2,288人で、うち女性が4分の1強。採用予定数は1,100人。今年から受験資格上限年齢を27歳未満から29歳未満に引き上げています。

ワンポイント

配偶者同伴の表敬訪問のための海外出張費用

Q 社長が海外にある提携企業に対して配偶者を同伴して表敬訪問することになりました。この場合の海外渡航に係る費用は、税務上どのように取り扱われるのでしょうか？

A ご質問の場合、法人の業務の遂行上の必要性については、その旅行の目的、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定することとなります。本問においては、提携企業への表敬訪問ということで法人の業務の遂行上必要なものであるという前提で、配偶者の旅費の取扱いについてお答えします。

渡航者がその夫人、親族等を同伴する場合の税務上の取扱いは業務の遂行上必要であると認められる場合であっても、法人がその同伴者に係る費用を負担したときは、その負担

した旅費は、原則として、その渡航者に対する給与として取り扱われます。

ただし、その同伴が次の場合のように、明らかにその海外渡航の目的を達成するために必要なものであるときは、その旅行について必要と認められる費用の額は損金算入が認められます。

- ① その役員が常時補佐を必要とする身体障害者であるため補佐人を同伴する場合
- ② 国際会議への出席等のために配偶者を同伴する必要がある場合
- ③ その旅行の目的を遂行するために外国語に堪能な者等を必要とする場合に適任者が法人の使用人にいないため、その役員の親族又は臨時に委嘱したものを同伴するとき

従って、ご質問の場合は、表敬訪問に夫人を同伴する理由を明確にする必要があり、明らかにでなければ、夫人の旅費については社長に対する給与として取り扱われることとなります。

一括償却資産を 除却等した場合

問 当社は一〇万円以上三〇万円未満の固定資産について、いわゆる、一括償却資産(三ヶ月償却)の取扱いをしています。このたび、前期に取得した一括償却資産の全部を売却したのですが、その未償却残高の全額を損金算入することができませんか？

答 残念ながら除却時に未償却残高の全額を損金算入することはできません。一括償却資産はその償却対象額を一つにまとめて事業年度ごとに償却するため、税務上、個々の管理はされていないことが前提とされます。従って、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の各事業年度において、その全部又は一部について除却等した場合であっても、各事業年度において損金算入される金額はその除却等がなかつたものとした場合に計算される損金算入限度額となります。

年の途中で退職した パートタイマーの年末調整

Q パートタイマーとして半年間勤務した者が退職しました。その者について年末調整してもよろしいですか？

A 通常、年の途中で退職者については、年末調整を行いませんが、いわゆるパートタイマーが年の途中で退職した場合で次のすべての要件を満たしているときは、その退職時に年末調整を行います。

- ① 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していること。
- ② 本年中の給与総額が103万円以下であること。
- ③ 退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる者でないこと。したがってその者が上記のすべての要件を満たしていれば年末調整することとなります。

年末調整のポイント

今年から定率減税がありません

今年も「年末調整」の時期になりました。年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。



1 平成十九年の注意点

(1) 定率減税の廃止

平成十一年以降長く続いていた所得税額の定率減税措置が平成十八年を最後に廃止となり、今年はありません。

(2) 地震保険料控除の適用開始

① 居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等損害部分の保険料又は掛金の全額が所得控除できます（最高五万円）。

② 経過措置として、平成十八

年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除が適用されます（最高二万五千円）。

③ 前記①と②を適用する場合には、合わせて最高五万円となっています。

2 年末調整の対象者

年末調整の主な対象者は、表1のとおりです。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提となりますので、必ず提出してもらわなければならない。

表1 年末調整対象者の選別（例）

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人	左欄に掲げる人のうち、次のいずれかに該当する人
(1) 1年を通じて勤務している人	(1) 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
(2) 年途中で就職し、年末まで勤務している人	(2) 2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人（月額表又は日額表の乙欄適用者）
(3) 年途中で退職した人のうち、次の人	
① 死亡により退職した人	
② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人	

表2 所得控除額一覧表

【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額	
【小規模企業共済等掛金控除額】 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額	
【生命保険料控除額】 次の①と②の合計額(最高10万円) ① 一般の生命保険料(次の個人年金保険料を除く)を支払った場合 イ 25,000円までの場合……………支払保険料の全額 ロ 25,000円を超え50,000円までの場合……………支払保険料×1/2+12,500円 ハ 50,000円を超え100,000円までの場合……………支払保険料×1/4+25,000円 ニ 100,000円を超える場合……………50,000円 ② 個人年金保険料(疾病等特約部分を除きます)を支払った場合 上記①のイ～ニの区分に応ずる算式により計算した金額	
【地震保険料控除額】 地震保険料の額(最高50,000円) + 旧長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合……………支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合……………支払保険料×1/2+5,000円(最高15,000円) ※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高50,000円)	
障害者控除額	障害者1人につき……………270,000円 特別障害者1人につき……………400,000円
寡婦(寡夫)控除額	270,000円(特定の寡婦は、350,000円)
勤労学生控除額	270,000円
配偶者控除額	同居特別障害者である人 左記以外の人
	一般の控除対象配偶者 730,000円 380,000円
	老人控除対象配偶者 830,000円 480,000円
配偶者特別控除額	原則として配偶者の給与収入が103万円超141万円未満の人が対象になる
扶養控除額	同居特別障害者である人(各1人につき) 左記以外の人(各1人につき)
	一般の扶養親族 730,000円 380,000円
	特定扶養親族 980,000円 630,000円
	老人扶養親族 同居老親等以外の者 830,000円 480,000円
	同居老親等 930,000円 580,000円
基礎控除額	380,000円

※ 控除対象配偶者、扶養親族……生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。

※ 特定扶養親族……扶養親族のうち、昭和60年1月2日から平成4年1月1日までの間に生まれた者(年齢16歳以上23歳未満の者)。

※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和13年1月1日以前生まれ(年齢70歳以上)の控除対象配偶者、扶養親族。

※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系尊属で、納税者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。